ID:　29

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例　第8条
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

（使用許可の取消し等）

第8条　教育委員会（第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長）は、前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日